

みんなで創る自治基本条例 第26回全体会 班別意見まとめシート

1班

整理番号	検討項目		A. 班としての検討結果 ※該当欄に○印		B. 意見の概要
	大項目	中項目	提言書を承認	修正が必要	
	前文				
		前文			審議未了
1	総則				
	(1)	目的			審議未了
	(2)	定義		○ 【説明】	(5)について（「めざしている自治は市政運営に限定されるものではない」という意見に対して） ・(3)「基本理念」の【説明】の中(p5一番下の行)に、「市政運営(住民自治・団体自治)」とある。これを(2)「定義」の【説明】の中にも入れて、分かりやすくすべきである。 ・「市政運営」が「まちづくり」も含めた広い意味のものであることも、【説明】の中でわかるようにすべきである。
	(3)	基本理念	○		(2)について（「障害」を「障がい」と表記してはどうか」という意見に対して） ・当事者もしくはその家族の意見として、「障がい」とすることのほうが差別であり、問題を直視するには「障害」のほうがよいという意見もあるとのことである。 ・市では、「障害」という言葉自体は差別用語ではないという整理をされている。 ・全国的には、別の表現にすることも含め、まだ議論の途上であることから、ここでは一般的な「障害」という表記とすることよい。 ・表記よりも、中身の問題を解決していくことが大事である。 (2)について（例示に「社会的身分、思想、信条、宗教」も加えるべき」という意見に対して） ・例示は多すぎるとごちゃごちゃする。【説明】の中で十分に説明がされているので、このままでよい。 (6)について（「地方分権の推進」を「地方主権の推進」と修正すべき」という意見に対して） ・「主権」は既に確立されている。 ・「地方分権」のほうが市民には分かりやすい。 ・国、県との役割分担の関係の中で、上越市としての権限の拡充を図るものであり、お互いが主権を主張するのではなく、権限を分担するものである。 ・以上から、このままでよい。
	(4)	自治の基本原則		○ 【説明】	(4)について（「男女共同参画の視点が少し弱い。【説明】の中に「男女共同参画基本条例に基づき」などをいれてはどうか」という意見に対して） ・自治基本条例のほうが上位条例という位置付けであるので、「男女共同参画基本条例に基づき」というのはおかしい。 ・このままでよいが、自治基本条例の制定によって既存の条例の内容が後退することのないように、その旨を【説明】もしくは条例中のどこかに明記すべきである。 (4)（「障害」を「障がい」と表記してはどうか」という意見に対して） ・前述のとおり (4)について（「市民の出身」とはどういう意味か」という質問に対して） ・憲法では「門地」という表現が使われているが、ここではより分かりやすく「市民の出身」としている。 (4)について（例示に「社会的身分、思想、信条、宗教」も加えるべき」という意見に対して） ・前述のとおり 「基本理念は目標ではないので、1行目で「基本理念の実現に向け」という表現はおかしい」という意見に対して ・一理ある。文章の表現の問題であり、中身についての問題ではないので、もう一度事務局で整理をしてもらう。 (2)について「市民参画の原則」を「参画機会保障の原則」とすべきである」という意見に対して ・一般的には「市民参画」のほうが分かりやすい。定義付けも行っている。条文で「機会が保障されていること」と謳っており、このままでよい。 (4)について「多様性尊重の原則」を「個性尊重と相互理解の原則」とすべきである」という意見に対して ・ここで言いたいことは、「個性の尊重」と「相互理解」だけではない。様々なものを含むものである。多様性尊重のままでよい。

整理番号	検討項目		A. 班としての検討結果 ※該当欄に○印		B. 意見の概要
	大項目	中項目	提言書を承認	修正が必要	
5	市政運営				
(1)	※	基本原則	○		②について（「戦略的に」を「長期的な目的と成果の観点で」という表現にすべきである」という意見に対して ・戦略には、長期的なものだけではなく、短期的なものもある。代替案は意味合いも少し異なっていることから、このままでよい。
(13)		政策法務	○		特に意見なし
(14)		法令遵守	○		「市長等に限定する理由は何か。職員や議員は入っていないのではないか」という質問に対して ・議員については「議員の責務」の中で、職員については「職員の責務」の中でそれぞれ規定している。
(15)		公益通報		○ 【説明】	「市民等からの通報を受け入れる仕組みとその保護は必要ないのか」という質問に対して ・市民については、通報したり、その人を保護する手立ては別にある。 「タイトルの「公益通報」を「内部告発」にすべきであり、そのほうがなじみやすく、分かりやすい」という意見に対して ・あくまで公益につながるものを対象としている。「内部告発」では単なる苦情等も含まれてしまう。 ・自治の基本条例に「内部告発」というのはなじまない。 「職員等」の「等」はどういう意味か」という質問に対して ・例えば指定管理者や市からの委託を受託している業者、市が施工する工事等の請負業者など、職員以外にも公益通報をし得る者は考えられる。 ・「職員等」だけではたしかに分かりにくいので、【説明】の中で解説を入れるべきである。
6	都市内分権				
(1)		地域自治区			審議未了
7	協働・参画等				
(5)		多文化共生			審議未了
9	国・県及び他の地方自治体との関係				
(1)		国、新潟県等との政府間関係			審議未了
(2)		他の自治体等との連携		○	「努めなければならない」を「積極的に行うものとする」にしてはどうか」という意見に対して ・文章の表現の問題であり、中身についての問題ではないので、もう一度事務局で整理をしてもらう。
(3)		海外の自治体等との連携及び国際交流の推進			審議未了

みんなで創る自治基本条例 第26回全体会 班別意見まとめシート

2班

整理番号	検討項目		A. 班としての検討結果 ※該当欄に○印		B. 意見の概要
	大項目	中項目	提言書を承認	修正が必要	
	前文				
		前文			審議未了
1	総則				
	(1)	目的			審議未了
6	都市内分権				
	(1)	地域自治区			審議未了(各委員からの意見) ・自治基本条例に記載する点としては良いと考えるが、下記の点で都市内分権や地域自治区について不安がある。 ・総合事務所の権限が限定的となっている点(特に財源配分の点について) ・「地域のことは地域で」というわりに、財政的な面で地域自治区が見捨てられていると感じる(民間による自助努力では継続性の観点で不安あり) ・意見を述べるという制度の理解はできるが、実行性の観点において「都市内分権」「地域自治区」という項目のわりにトーンダウンしていると感じる。
8	市民投票				
	(1)	市民投票	○		・他市の事例でも「市民投票」「町民投票」「住民投票」のいずれも事例があるので、市民投票の言葉になじみがないとは感じない。 ・定義のところで「市民」について明確にしているため、それを受けての「市民投票」の名称は整合が取れている。 ・欠格自由など詳細な点については、個別条例で定めるとしているため、自治基本条例に記載すべき内容としては十分である。 ・「住民投票」の名称にこだわる意見は、合併協議のときの議論の言葉を意識してのことであろうが、言葉上の問題であり、そのためにあえて住民投票の名称にこだわる必要はない。
10	最高規範性				
		最高規範性	○		・「自治についての最高規範」についての指摘は、これがないと正確な意味が通じないと考えるので現状のままでよい。また、条例の性格が、市民生活全般というよりも自治に関する規定であるので、自治の言葉は必要である。 ・最高規範「性」については、最高規範としての「性格」「性質」をもっているため、現行のタイトルでよい。
11	改正等				
	(2)	条例の見直し		○ 【説明】	・解説の表現では、自治基本条例の見直しが総合計画の見直しと連動して行われる必要があるとの誤解を招く恐れがあることから、あくまで期間の目安として長期的な計画を参考にしたという点のみを伝えればよいので解説を修正する。(「である総合計画」をカットする) ・5年という期間を設定しているのは、市長の不作為を防ぐ上で有効であり、見直し自体は各自が必要なときに行うことを妨げるものではないので、現行の案でよい。
	(3)	改正手続	○		特に意見なし

みんなで創る自治基本条例 第26回全体会 班別意見まとめシート

3班

整理番号	検討項目		A. 班としての検討結果 ※該当欄に○印		B. 意見の概要
	大項目	中項目	提言書を承認	修正が必要	
	前文				
		前文	○		<p>多くの意見を踏まえ長い時間をかけて集約されているため、一部の文言を直すと、全体に及ぼす影響が大きいと思われる。案のとおりでよい。</p> <p>(その他意見等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「考える契機となりました。」についての意見は、「市民が考える」契機になったという意味合いであり、このままでよい。 ・「地方分権時代の幕開けを地域が新たに飛躍する機会ととらえて」と「新しい上越市のまちづくり」は不要との意見については、この自治基本条例の制定が合併協議からスタートしていること等を踏まえれば必要な記述と考えられ、このままでよい。 ・「人と人、地域と地域が互いに支えあいながら」と「自らの手でまちをつくり上げ」についての意見は、文案の表現が分かり易いと考えてるので、このままでよい。 ・「身近なところから」についての意見は、人によって身近なところは違うことを前提にしつつ、できることからという趣旨もあるので、このままでよい。
1	総則				
(1)		目的	○		<p>「自治」を「市及び市民生活」に修正するという意見は、市民生活の中には条例に関係しない「私」の領域もあるため、難しいと思われる。この条例は「公」の領域での地域運営の仕組みや参加の権利等を定めるものであり、「自治」を用いるのが適当と考える。</p> <p>(その他意見等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「自治」という言葉の定義を再確認するべきではないか。
5	市政運営				
(7)		審議会等	○	再検討事項あり	<p>基本的には案でよい。ただし、「男女の比率にクォータ制」についての意見を見て、これまでの市民会議の検討課題としてあったのに、最終提言書から落ちていることに気付いた。男女共同参画の趣旨を自治基本条例にどう盛り込むか、この項目に収まらないと考えられるため、再検討が必要である。</p> <p>(その他意見等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「等」が多いという意見は、「等」がないと条文の意味が正確でなくなるため、このままでよい。 ・「男女共同参画条例第13条遵守するものとする。」についての意見は、個別条例の上位に位置づける自治基本条例との関係性からは適切でないとする。 ・「公募市民30%以上」についての意見は、本文ではなく説明文に趣旨を加えてもよいと思われる。ただし、具体的な数値は他の項目でも入れておらず不要である。 ・「原則として」についての意見は、「原則として」を入れると、「例外がある」ことを意識してしまう。「含めるものとする。」に原則の意味があることを承知しつつ、なるべく例外がないことを望んでいるので、このままでよい。
6	都市内分権				
(1)		地域自治区	○		<p>合併前上越市にはまだ地域自治区がなく、この項はこれからの事であり、発展途上の現段階においては、案の記述で十分である。</p> <p>(その他意見等)</p> <p>特になし (池田室長の説明で、委員の意見の難しいところはある程度理解できた。)</p>
7	協働・参画等				
(1)		協働	○		特に意見なし

整理 番号	検討項目		A. 班としての 検討結果 ※該当欄に○印		B. 意見の概要
	大項目	中項目	提言書を 承認	修正が 必要	
(2)		市民参画	○		「市民も、積極的に参画に関与する意識を持つように努力する」を追加するとの意見については、中項目「市民の責務」の中に同様の趣旨が書いてあるので、このままでよい。 (その他意見等) ・「市民の責務」は、項目を起こすこと自体に議論があったところであり、市民には参加しない権利もあるという考え方から、この程度の記述に留めるべきである。
(4)		人材育成	○	再検討 事項あり	基本的には案でよい。ただし、「子ども達(青少年)の育成」についての意見は、再検討すべきである。 (その他意見等) ・この項目は「自治及びコミュニティ活動の発展を支える人材の育成」について書いているので、意見の子ども・青少年を含めた幅広い教育や生涯学習については、この項目に収まらないと思われる。意見の趣旨を入れるかどうか、項目を起こすかどうかの検討が必要である。 ・生涯学習は自らの意思で行うものであり、努力義務を課したり、自治基本条例の項目とするのはなじまないと思われる。

みんなで創る自治基本条例 第26回全体会 班別意見まとめシート

4班

整理番号	検討項目		A. 班としての検討結果 ※該当欄に○印		B. 意見の概要
	大項目	中項目	提言書を承認	修正が必要	
	前文				
		前文			審議未了
1	総則				
	(1)	目的			審議未了
2	市民				
	(1)	市民の権利	○		<ul style="list-style-type: none"> ・「サービス」という言葉は、例えば「住民サービス」等という言葉にあるように既に市民に定着しており、また、代替となる言葉がないため、素案のとおりとする。 ・参画において差別をされないことは当然のことであり、そのことは説明にも書かれていることから、案文には書き込まないこととする。
	(2)	市民の責務	○		<ul style="list-style-type: none"> ・「サービス」については上記(1)と同じ考え方で整理し、素案のとおりとする。 ・「応分の負担」は、市民の権利の行使に伴う責務として当然のことであり、素案のとおりとする。
3	市議会				
	(1)	市議会の権限	○		特に意見なし
	(2)	市議会の責務		○	・②(1)の案文の「運営」を「審議過程」に修正する。
	(3)	市議会議員の責務		○ 【説明】	<ul style="list-style-type: none"> ・「職務を行う」にあたって「誠実」という整理としており、「公正」はなじまないことから、素案のとおりとする。 ・「普遍的な利益」には幅広い意味が含まれることから、案文はこのままとするが、説明には2～3の考え方の例示を示すなどの修正を加える。
4	市長等				
	(1)	市長の権限	○		特に意見なし
	(2)	市長の責務		○ 【説明】	・説明に、市民参画に関する制度の具体例(パブリックコメント等)を提示し、よりわかりやすいように整理する。

整理 番号	検討項目		A. 班としての 検討結果 ※該当欄に○印		B. 意見の概要
	大項目	中項目	提言書を 承認	修正が 必要	
(3)		市長以 外の執 行機関 の権限	○		特に意見なし
4	市長等				
(4)		市長以 外の執 行機関 の責務	○		特に意見なし
(5)		職員の 責務	○		特に意見なし
6	都市内分権				
(1)		地域自 治区			審議未了

みんなで創る自治基本条例 第26回全体会 班別意見まとめシート

5班

整理番号	検討項目		A. 班としての検討結果 ※該当欄に○印		B. 意見の概要
	大項目	中項目	提言書を承認	修正が必要	
	前文				
		前文	○		・市民会議と代表者会の思いをつなぎ合わせたものであり、基本的には修正は不要と考える。
1	総則				
(1)		目的	○		・提言書のとおりでよい。 ・ただし、市は「自治」という言葉について、市民の理解を高めるよう努めること。
5	市政運営				
(1)		基本原則	○		・「戦略的」と「長期的な目的と成果の観点」とは一致しない。 ・「戦略的」という言葉の方がイメージとしてとらえやすい。
(2)		総合計画	○		特に意見なし
5	市政運営				
(3)		財政運営	○		・代表者会では「健全な財政運営」という点について相当に議論したが、結論がでなかったため、「不健全な状態」の分りやすい例を挙げ、そのような状況に陥らないことを解説に記載することにした。 ・解説には、上記について記載されているため修正は不要。
(4)		情報共有・説明責任	○		特に意見なし
(5)		情報公開	○		特に意見なし
(6)		個人情報保護	○		特に意見なし
(7)		審議会等	○		・男女の平等については、基本理念、基本原則に明確に規定されており、これを前提とした条例のつくりとなっている。 ・審議会等の委員の選任にあたっては、男女比率だけでなく、居住地域や年齢構成等の重要な要素が他にも多くある。 ・手続の透明性を説明する中で、男女比率等に配慮することに触れてはどうか。

整理 番号	検討項目		A. 班としての 検討結果 ※該当欄に○印		B. 意見の概要
	大項目	中項目	提言書を 承認	修正が 必要	
(8)		パブリック コメント	○		・「意見公募手続」とすると、広報じょうえつの意見募集などと混同してしまう。 ・5班としては、パブリックコメントとした方が分かりやすいと考える。
5	市政運営				
(9)		オンブ ズパー ソン		○	・項目名を「苦情処理等」に修正すべきである。 ・オンブズパーソンについては、報道機関等でも一般的に使う言葉であり、浸透度が高いと思う。「苦情等措置機関」という言葉にはなじみが薄いように思われる。
(10)		行政手 続	○		特に意見なし
(11)		評価	○		特に意見なし
(12)		外部監 査	○		特に意見なし
6	都市内分権				
(1)		地域自 治区			審議未了

みんなで創る自治基本条例 第26回全体会 班別意見まとめシート

6班

整理番号	検討項目		A. 班としての検討結果 ※該当欄に○印		B. 意見の概要
	大項目	中項目	提言書を承認	修正が必要	
	前文				
		前文	○		・よくまとまっている。
1	総則				
	(1)	目的	○		特に意見なし
5	市政運営				
	(16)	危機管理	○		特に意見なし
6	都市内分権				
	(1)	地域自治区	○		・地域協議会委員のクォータ制は実施すべきではない。
7	協働・参画等				
	(3)	コミュニティ	○		特に意見なし

みんなで創る自治基本条例 第26回全体会 班別意見まとめシート（その他全体的意見）

6班

整理 番号	意見の概要
1	・男女共同参画について項目を設ける必要はない(条例の根底にあるため。)